

岡 獣 発 第 1 2 6 号  
平成30年10月30日

会員動物病院長 各位

公益社団法人 岡山県獣医師会  
会長 春 名 章 宏  
(公印及び契印の押印は省略)

動物病院の一時預かり等に係る10月分の報告及び経費の請求書の  
提出について

岡山県獣医師会の実施する西日本豪雨災害被災動物に対する支援策にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、平成30年7月10日付けホームページ「平成30年7月豪雨災害に対する岡山県獣医師会の対応について(第1報)」の記の2に記載した表題の件について、一時預かり等に協力いただいた病院におかれましては、同ホームページに掲載した報告書及び請求書様式により報告いただくとともに、経費についても請求書に記載の上、11月16日(金)までに提出いただきますようよろしくお願いいたします。

岡山県獣医師会では、飼い主とペットと一緒に生活することが望ましいことから、10月末日には引取りを終えたいと考えていますが、方針が定まらない飼主の方には、被災時の住所を管轄する自治体の担当部所が、相談に応じることとなることを動物病院長からお伝えください。

また、自治体担当部所と連携しつつ、場合により動物病院で預かりを継続せざるを得ない場合にあっては別紙のとおり契約書を参考までに例示します。

記

#### 1 自治体相談部所

被災時の住所地	自治体担当部所	電話
岡山市	岡山市保健所動物衛生係	086-803-1259
倉敷市	倉敷市保健所動物管理係	086-434-9829
岡山市・倉敷市以外の地域	岡山県動物愛護センター	086-724-9512

(公社) 岡山県獣医師会

住所；岡山市北区下中野 350-103

電話；(086) 243-1879

担当；常務理事 加藤信介

動物種	犬・猫・その他( )	種類		動物台帳番号	
名前	♂・♀	生年月日		MC番号	

### 動物の一時保護契約書

（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次のとおり動物の一時保護契約を締結する。

西日本豪雨災害

第1条 乙は \_\_\_\_\_ により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時保護を甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日の平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

- 2 乙が次条第1項の努力を行なったにもかかわらず、引き続き保護依頼をせざるを得なくなったときには、乙の申し出により、甲、乙の協議の上、契約満了日から1ヶ月を超えない範囲内で契約期間を延長することが出来るものとする。
- 3 契約期間の延長を行なうこととなったときは、この契約満了日から1週間以内に甲と乙との間で動物の一時保護契約の一部変更契約を締結するものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に契約締結ができない旨の申し出があったときは、その期間を延長することが出来るものとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。

- 2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。
- 3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することとなったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲に対して所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく1ヶ月が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、善意で保護を申し出た者（以下「一時預かり」という。）に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時預かりは、契約期間中、保護委託を受けた動物に関して適正な保護を行うものとするが、不可抗力による、当該動物の死亡、逃亡又は負傷に際しては、その責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。（一時保護中の治療等に関する費用は甲と乙で話し合う）

第9条 契約締結後の動物の保護施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、乙が行なうものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 \_\_\_\_\_ ㊟

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

## 所有権放棄届

平成 年 月 日

殿

住所 〒 -

氏名 印 電話 - -

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて 譲渡いたします。  
この動物の取扱については、すべて にお任せし、今後いかなることについても一切の要求をしないことを申し添えます。

### 記

動物台帳番号 \_\_\_\_\_

犬 種類( \_\_\_\_\_、雑種)名前( \_\_\_\_\_ )年齢( \_\_\_\_\_ 歳・若・中・老)  
毛色(茶・白・黒・薄茶・斑・ベージュ・ \_\_\_\_\_ )

性別(♂・♀・手術済・未手術)

特記事項( \_\_\_\_\_ )

猫 種類( \_\_\_\_\_、雑種)名前( \_\_\_\_\_ )年齢( \_\_\_\_\_ 歳・若・中・老)  
毛色(トラ・キジ・クロ・シロ・マダラ・三毛・ \_\_\_\_\_ )

性別(♂・♀・手術済・未手術)

特記事項( \_\_\_\_\_ )

その他 種類( \_\_\_\_\_、雑種)名前( \_\_\_\_\_ )年齢( \_\_\_\_\_ 月・歳・不明)  
性別(♂・♀・手術済・未手術・不明)

( )種ワクチン接種(未接種・接種[ 年 月 日])不妊手術(済・[ 月 日])  
フィラリア(未処置・投薬月日 \_\_\_\_\_ )

狂犬病予防注射実施日( 月 日)  
狂犬病予防法登録番号( \_\_\_\_\_ )